

厚生労働省からの地域医療構想関連資料公表に伴う

報道等について

昨日、厚労省は地域医療構想を具体的に進めていくために、全国の公立、公的医療機関等の中で、その役割が『民間医療機関では担えないものに重点化されているか』を、一定の基準を用いて分類し、当該区分に該当したとする424の医療機関を公表しました。当院も公表の対象になりました。

当該分類には、特定の診療実績が全ての項目で特に少ないものと、類似する診療行為を行う医療機関が複数近接するものがあり、当院は、特定の診療実績のうち、がん、救急、小児、周産期、研修・派遣などの項目で診療実績が基準を満たしており、診療実績が乏しいわけではありません。

一方で、車での移動時間（20分）を一定の基準とし、類似する診療行為を行う医療機関が郡山地域にいくつか存在するという、立地条件的な側面からの基準により当院が公表の対象になったものです。

このことにより、当院が病院の再編や統合のために、存続できなくなるものではありません。

当院は明治5年から当地域で医療を提供し続けてきた伝統と誇りを持って、これまでどおり患者さん中心の医療を実践し、地域の皆さんに信頼される病院をめざして、地域医療の中で役割を果たして参ります。

令和元年9月27日

病 院 長